

こんにちは、若松在宅医療・介護連携支援センターです！ 令和7年度 冬号

平素より医療関係者・介護関係者のみなさまには、若松在宅医療・介護連携支援センターの事業にご協力いただき、心より感謝申し上げます。去る10月15日(水)に市内5つの在宅医療・介護連携支援センターが合同で令和7年度 在宅医療・介護従事者合同研修会を開催しましたのでご報告いたします。

1部 福岡県の「在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策」について 講師：福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課

在宅医療係 主事 尾崎 由芽 氏

尾崎氏からは、主に福岡県の暴力・ハラスメント対策事業についてご講演いただきました。

福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント実態調査(令和5年度)の結果では、38.5%の方が、利用者等から暴力・ハラスメントを受けた経験があるとのことでした。対策に関して、「対策の時間的余裕がない」、「対策がわからない」等の課題があり、令和6年度より福岡県の事業が開始されました。事業についてご説明いただきましたので一部をご紹介します。

○福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター (法的な助言が必要な場合、弁護士による専門相談を実施)

○暴力・ハラスメント対策マニュアル

○暴力・ハラスメント研修会 (オンデマンド配信中)

研修①「ハラスメント基礎研修」「精神・認知症の症状とハラスメントの関係性について」

研修②「暴力・ハラスメント対策としての法的知識」

★研修1及び研修2の受講かつ従事者への研修会を実施した場合、受講修了書を発行可

→ 安全確保対策費用 (訪問時、身の危険を感じた時に外部へSOSを発信するための機器等を補助)

複数名訪問費用 の補助要件となります。

※福岡県の事業の詳細は、[福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント](#) [検索](#) でご確認ください。



2部 「多職種で考える 在宅現場での暴力・ハラスメント対策」

講師：関西医科大学看護学部・看護学研究科 教授 三木 明子 先生



三木先生からは、暴力・ハラスメントの基礎をはじめ、実態調査の結果や被害事例をもとに法的根拠や対策、対応についてご講演いただきました。事例について参加者同士で意見交換を行う時間が設けられ、どのような対応が望ましかったのか、色々な考え方を共有する場ともなりました。

凶器による脅しの事例では、遭遇した時点で通報すること、普段その方をよく知るスタッフが、複数名でルールを決めてから対応すること、普段から応援が呼べる体制を話し合っておくことの重要性を学ぶ機会となりました。また、患者家族の暴言をカスハラと認められなかった最高裁の判決事例では、法や裁判所の判断の厳しさを考えさせられました。

<暴力・ハラスメント対策として事業所に求められること>

○**体制整備**(マニュアル更新、契約書類にハラスメントの項目を表記、防犯機器を携帯、高リスク時二人訪問)

○普段から事業所内で**暴力ハラスメントの対応を話し合い、ハラスメント行為の線引きを明確**にしておく

○定期的な研修を行い**職員の意識を高める**

○**報告しやすい環境を整え早期対応**を行う。

○**被害を受けた職員を守り二次被害防止**→被害者の自責感を高めない、「なぜ？」ではなく事実確認を！

ご講演にありました「利用者や家族を行為者にさせない」、「職員自身が被害者にならない」ためにも、事業所内で対策を明確にして「暴力ハラスメントへの対応を統一していくこと」が肝要であるとハラスメントに対する理解を深める時間となりました。